

東日本大震災被災者の住宅再建支援

被災者住宅再建支援制度 利子補給補助金

申請
期間

令和3年5月17日(月)～令和4年2月21日(月)

※当補助金は今年度で終了となります。

申請
対象

東日本大震災による(自ら居住していた)住宅の被災を直接の動機として、
市内に自ら居住するための住宅を再建(建設・購入又は改修)する方

※被災した住宅の世帯主の3親等以内の親族が再建する場合も含まれます。

新規債務

平成23年3月11日以降に契約した住宅ローン

補助金額

1 建設・購入

借入額上限 1,460 万円、
金利上限 2.0% の 5 年分の利子相当額
(最大 130 万円程度の見込み)

2 改修

借入額上限 640 万円、
金利上限 1.0% の 5 年分の利子相当額
(最大 25 万円程度の見込み)

必要書類

- 被災証明書の写し
- 金銭消費貸借契約書の写し
- 返済予定明細書の写し
- 印鑑
- 新規債務の返済に使っている口座の
預金通帳の写し
(第1回目の支払いが確認できる部分)

既存債務

平成23年3月11日以前に契約した(被災住宅に関する)住宅ローン

※新規債務を有する方が対象です。

補助金額

新規債務の契約日を基準とした
5年分の利子相当額

必要書類

- 金融機関が発行する残高証明
(発行に本人確認が必要となること、
数日間要することがあります。)

上記以外にも別途書類の提出が必要になる場合がございます。

詳しくは下記連絡先まで御問合せください。

【お申し込み・お問合せ先】

八戸市 建設部 建築住宅課(別館9階)

電話: 0178-43-2111(内線4558) FAX: 0178-44-3220

E-mail: kenchiku@city.hachinohe.aomori.jp

